

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成30年2月27日

今治市監査委員 川口 義輝
同 野間 有造

監査対象機関	監査結果報告書の日付
健康福祉部 健康推進課	平成30年1月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 維持修繕の執行において分割発注とみられる事例が見受けられたので、一括発注するなど契約規則に基づいて適正な事務執行を行い、経費節減に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 維持修繕の執行に際して、発注段階から慎重に内部で協議し、契約規則に基づいた適正な事務執行を行うよう改善した。</p>	
監査対象機関	監査結果報告書の日付
健康福祉部 高齢介護課	平成30年1月24日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 養護老人ホームの保護措置費支弁月額については、厚生労働省通知の指針により、事務費、生活費、移送費等の額の決定、当該施設及び措置した市町村長への通知は、毎年当初とされているため、適切な事務処理の円滑化に努められたい。
- 2 週休日及び休日の振替、時間外勤務代休の取得がなされていないもの、時間外勤務命令簿及び出勤簿の記載等が不明瞭又は齟齬のあるものが見受けられる。今後は、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。

(措置の内容)

- 1 養護老人ホームの保護措置費支弁月額の決定、施設及び措置した市町村長への通知については、施設からの申請を4月末、決定及び通知を5月末とするよう、施設との協議を行い、準備中です。
- 2 人事課発出文書を再度確認し、適正な事務処理となるよう、課内への周知を行います。

監 査 対 象 機 関

監 査 結 果 報 告 書 の 日 付

健康福祉部 障がい福祉課

平成30年1月24日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 週休日の振替及び時間外勤務代休について、届出が提出されていないものや取得がなされていないもの、また、時間外勤務命令簿の記載等に不備があるものが見受けられた。今後は、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。
- 2 障害者地域活動支援センターⅡ型事業運営委託料について、具体的な業務量や業務内容を指示する仕様書が作成されていなかった。事業効果を高めていくにあたり、翌年度以降の具体的な業務量や業務内容を詳細に定めるためにも、委託業者から各種サービスの提供記録を提出させるなどし、適正な委託管理が実施できるように改善されたい。
- 3 施設維持修繕において、分割発注が疑われるものが見受けられたので、計画的かつ合理的な執行に努められたい。

(措置の内容)

- 1 人事課発出文書に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。
- 2 仕様書を作成するとともに、各種サービスの提供記録（日程表、月報）の提出を求め、適正な委託管理を行ってまいります。
- 3 施設管理者からの点検報告を密に受けるとともに、修繕予定個所をリスト化し、計画的かつ合理的な執行を行ってまいります。

監 査 対 象 機 関

監 査 結 果 報 告 書 の 日 付

健康福祉部 子育て支援課

平成 30 年 1 月 24 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 各種手当返還金について、納期限までに納付がない者に対して督促を行っていなかったため、適切に事務処理されたい。また、督促手数料及び延滞金の徴収についても検討し、適切に取り扱われたい。
- 2 用途を廃止した児童館について、今治市公有財産事務取扱規則に定める手続きが行われていなかったため、適切に事務処理されたい。

(措置の内容)

- 1 各種手当返還金の納入期限までの納付がない者に対して督促を行うよう改めます。
また、督促手数料及び延滞金の徴収について検討を行います。
- 2 事務処理（公有財産分類替手続き）を完了いたしました。